

「木材利用ポイント」よくある質問（Q & A）

2013年5月2日版

1. 対象期間に関すること

Q 1 平成25年3月31日以前に工事請負契約をして、4月1日以降に着手した木造住宅はポイントの対象になりますか。

A 1 平成25年4月1日以降に根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手したものであれば対象になります。

Q 2 平成25年4月1日以降に工事に着手し、すでに工事が完了してしまっているものは対象となりますか。

A 2 要件を満たすことが証明できれば、申請できます。

Q 3 供給業者が決まる前に対象地域材の供給を受けた場合、どのように証明すればいいのですか。

A 3 当該対象地域材の内容を証明する書類（認証制度の証明書、納品書等）が保管されている場合には、供給業者の申請の手続きが完了した後に、納品証明書を発行いただけます。

Q 4 工法、樹種、登録工事業業者、供給業者、登録建築材料が明らかでないと、ポイント対象になるかどうかわからず、工事の着手ができません。

A 4 工法及び樹種については、例示のものは必ず対象となります。登録された登録工事業業者、供給業者及び登録建築材料については、順次、木材利用ポイントのホームページに掲載していく予定です。

2. 登録工事業者に関すること

Q 1 登録工事業者とは何ですか。

A 1 地域材の利用に積極的に取り組む等として、都道府県段階での協議会又は全国段階での有識者委員会で認定され、全国事務局に登録された住宅施工業者のことをいいます。

ポイントが発行されるためには、工事を行う住宅施工業者が、事務局に登録されていることが必要です。

Q 2 住宅の販売のみを行っている事業者は登録する必要がありますか。

A 2 登録する必要がある事業者は、木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う住宅施工業者です。

Q 3 登録工事業者に登録されなかった場合、顧客との関係でトラブルになるのではないですか。

A 3 登録事業者になるためには、地域材利用等への取組、一定の遵守事項への同意等が必要ですので、住宅施工業者の方々は木材利用ポイントのホームページに掲載されている申請書等を十分読んで申請いただくようお願いします。

Q 4 住宅施工業者の登録について、5月の登録期間を逃した場合、追加登録はありますか。

A 4 現時点では5月31日までとしています。事業に早く参加するためにも早めの申請をお願いします。

Q 5 住宅施工業者は免許が必要ですか。

A 5 建設業許可を有している方などのほか、1年以内に建築工事の実績がある方などは登録が可能です。

Q 6 事業が近隣の複数都道府県にまたがる住宅施工業者の場合、「主に〇〇県」というような柔軟な対応が出来ませんか。

A 6 工事を行うそれぞれの都道府県に申請するか、全国段階での有

識者委員会に申請してください。

Q 7 登録工事業者の遵守事項を守っているかどうか、どうチェックするのですか。登録工事業者が遵守事項を守らなかった場合、罰則があるのですか。

A 7 誓約事項を遵守できないことが確認された場合、登録が取り消されることとなります。

Q 8 フランチャイズ本部が代表して、加盟事業者の登録を行うことができますか。

A 8 住宅施工業者の登録は、事業者ごとに行っていただく必要があります。

Q 9 住宅施工業者は個別登録となっておりますが、グループごとの登録は出来ませんか。

A 9 住宅施工業者の登録は、事業者ごとに行っていただく必要があります。

Q10 全国各地のモデルになるような取組について、例えばどのようなものを指すのでしょうか。

A10 対象地域材の利用について、積極的な情報発信、イベント開催、消費者の交流、人材の育成など、全国各地の事業者が今後の取組の参考にできるようなもの、広く波及効果が見込まれるようなもの等を指します。

Q11 認定申請は、直接事務局に郵送してもよいですか。

A11 複数の都道府県で木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者の中で、全国事務局に申請する事業者については、直接事務局に郵送して下さい。その他の事業者は、当該工事を行う都道府県の協議会に郵送して下さい。

3. 供給業者に関すること

Q 1 データベース化する必要のある供給業者の範囲を教えてください。商流に関わるだけの事業者もデータベースに掲載しなければならないのですか。

A 1 供給業者から登録工事業者に対象地域材が直送され、単に商流に関わるだけの場合、供給業者が直接登録工事業者に納品証明書を送ることもできますので、データベースに掲載する必要は必ずしもありません。なお、この場合であっても、供給業者は、商流に関わる事業者と協力して、納品証明書の裏付けとなる書類を適切に管理・保管しておくことが必要です。

Q 2 供給業者が、納入業者を介して、対象地域材を登録工事業者に納入する場合、納入業者が納品証明書を発行することになりますか。

A 2 納品単位からみて納入業者が当該対象地域材の分別管理を必要としない場合に限り、最後に対象地域材の加工等を行う供給業者が納品証明書を発行することができます。なお、この場合であっても、供給業者は、納入業者と協力して、納品証明書の裏付けとなる書類を適切に管理・保管しておくことが必要です。

Q 3 供給業者の申請は、木材の認証制度等において認定された事業者でないといけないのですか。

A 3 木材・木材製品の産地、合法性等、森林に係る認証制度に参加していない事業者は供給業者の申請はできません。本事業では、合法性等が証明された木材等の主要構造部等における使用量を評価し、ポイントを付与することとしています。このため、供給業者には、登録工事業者に供給される木材等が対象地域材であることを証明する書類を作成いただくこととなりますが、これを行うことができるのは認証制度に参加している事業者になります。

Q 4 本社、事業所、工場等の別に、異なる認証制度から認定を受け

ている場合、本社で一括して申請できますか。

A 4 認定を受けている本社、事業所、工場等の別に、供給業者の申請をしてください。

Q 5 供給業者の申請には何が必要ですか。

A 5 事業者情報や参加している認証制度に係る書類やその認定番号が必要となります。また、事業の実施に関する取決書に同意頂く必要があります。

Q 6 対象地域材について、A県の住宅施工業者であればA県産材でなくてはならないというような地域ごとの縛りはありますか。

A 6 地域ごとの縛りはありません。

Q 7 供給業者の発行する納品証明書は、一棟ごとに発行しないといけませんか。

A 7 ポイント申請は住宅一棟ごとに行われることから、納品証明書は一棟ごとに発行していただく必要があります。このため、供給業者は、納品証明書の裏付けとなる書類を適切に管理・保管しておくことが必要です。

Q 8 平成25年3月31日より前に供給された対象地域材を対象となる工事に使用することはできますか。

A 8 当該対象地域材の内容を証明する書類（認証制度の証明書、納品書等）が保管されている場合には、使用できます。

Q 9 納品証明書には、供給した全ての対象地域材を記載する必要がありますか。

A 9 納品証明書には登録工事業者に納入した対象地域材を全て記載していただきたいと考えていますが、供給した対象地域材が基準の量を超えることが明らかな場合には、この限りではありません。

Q10 供給業者の登録は平成25年年5月末の締め切り以降、追加受付

しないのですか。

A10 現時点では5月31日までとしています。事業に早く参加するためにも早めの申請をお願いします。

Q11 供給業者がパソコン等を持っていない場合や、インターネット環境、メールアドレス等がない場合はどうすればよいでしょうか。

A11 システム管理の都合上、パソコンやインターネット環境が必須となりますが、どうしても難しい場合は、第三者に委託することもできます。

4. 対象となる住宅・木材製品等の範囲に関すること

(1) 住宅

Q 1 賃貸住宅や別荘等のセカンドハウスは対象となりますか。

A 1 対象地域材を基準以上利用すること等の要件を満たしていれば対象となります。

Q 2 不動産業者が住宅を建てた場合にポイントはもらえますか。

A 2 対象地域材を基準以上利用すること等の要件を満たしていればポイントは付与されます。ただし、不動産業者がポイントを取得した場合は、その住宅を購入した者にはポイントはつきません。

Q 3 会社等が社宅を建てる場合にポイントはもらえますか。

A 3 対象地域材を基準以上利用すること等の要件を満たしていればポイントは付与されます。

Q 4 店舗兼住宅、事務所兼住宅は対象になりますか。

A 4 契約上住宅部分を分けられる場合は住宅部分のみポイント対象となります。

Q 5 分譲マンション等の共同住宅は対象になりますか。

A 5 対象地域材を基準以上利用すること等の要件を満たしていれば対象となります。

Q 6 共同住宅については、住戸数分のポイントがもらえるのですか。

A 6 共同住宅の新築及び増築の場合は1棟で30万ポイントになります。

Q 7 モデルハウスは対象となりますか。

A 7 住宅以外は対象にはなりませんので、モデルハウスは対象にはなりません。

(2) 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ

①木材製品

Q 1 ポイント付与の対象となる木材製品はどのようなものですか。

A 1 木製のテーブル、机、いす、棚などで要件を満たすものとし
ます。木材利用ポイントが付与されるための詳細な要件等につ
いては、ホームページをご覧ください。

Q 2 オフィス家具もポイント付与の対象となりますか。

A 2 なります。

Q 3 木製のパーテーションのようなものもポイント付与の対象にな
りますか。

A 3 工事を伴わない木製のパーテーションについては、対象地域材
を基準以上利用すること等の要件を満たせば「木材製品」の対
象となります。

Q 4 建具、窓枠や風呂桶（浴槽）はポイント付与の対象になります
か。

A 4 工事を伴うものですので対象となりません。

②木質ペレットストーブ・薪ストーブ

Q 1 木質ペレットストーブとは何ですか。

A 1 未利用間伐材や、製材副産物（おが粉やかんな屑など）等を原
料とした圧縮成型した小粒の固形燃料（木質ペレット）を燃料
に用いるストーブのことです。

Q 2 木質ペレットストーブ・薪ストーブについて、輸入品も対象に
なりますか。

A 2 対象となります。ただし、「製造メーカー」が申請することが

要件となっておりますので、代理店などの協力を得て、海外の製造メーカーが申請する必要があります。

5. ポイント付与の要件に関すること

(1) 対象工法、対象地域材

Q 1 工法や樹種はどのようにしたら認められるのですか。

A 1 農山漁村の雇用増や関連産業の販売額増が明らかに見込めるなど、目に見える形での地域経済活性化効果が客観的に証明され、基金管理・運営委員会で認められることが必要です。

Q 2 工法を例示していますが、他にはどのようなものがあるのですか。

A 2 今後、県協議会から推薦されるものがあれば、目的に照らして審査されることとなります。

Q 3 工法について、「地域を示して」とありますが、どのような地域ですか。

A 3 都道府県域など一定のエリアを限定する場合もあれば、全国とする場合もあるなど、ケースバイケースです。

Q 4 樹種とはどのレベルのことをいうのですか。

A 4 種レベルとしています。

Q 5 資源量の増加の判断については、登録工事業者等から提出されたデータに基づき行うとされていますが、「等」は何を指すのですか。

A 5 登録工事業者が属する団体、関係業者などを指します。

Q 6 樹種については、外国のものも含まれますか。

A 6 資源量の増加について、内外の客観的データによる証明を基金設置・管理委員会に対して行っていただいた上に、事業目的に照らし適切と認められる必要があります。

Q 7 都道府県により産地が証明される制度とは何ですか。

A 7 都道府県における産地や材の証明制度や認証制度のことをいいます。

Q 8 民間の第三者機関とは何ですか。

A 8 FSCやSGECなど、森林とその森林から伐り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する機関等を指します。

Q 9 県産材認証制度による認証は、他県に流通しているものも有効ですか。

A 9 県境をまたいで流通するものも対象となります。

(2) 木造住宅

Q 1 枠組壁工法（ツーバイフォー）、丸太組構法（ログハウス）での主要構造材等とは何ですか。

A 1 枠組壁工法における主要構造材等は、「縦枠、上下枠、床根太、端根太、頭つなぎ、土台」としています。また、丸太組構法における主要構造材等は、「柱、梁、土台、ログウォール」としています。

Q 2 異樹種集成材や構造用合板のうち、対象地域材とそれ以外の樹種で構成されているものについて、ポイント付与の対象となる対象地域材の材積はどのようにカウントするのですか。

A 2 対象地域材及びそれ以外の樹種で構成されるものであり、対象地域材が全材積の過半以上を占めるものについては、材積全体の2分の1としてカウントすることとします。

Q 3 木造住宅について、ポイント付与対象となる条件として、対象地域材の樹種・産地を表示することとありますが、どのように行えばよいのですか。

A 3 住宅の建築現場において、例えば、対象地域材の産地・樹種について記載した看板を作成し、見やすい場所に掲示していただ

くこと等の方法によります。詳しくは別途ホームページなどでお知らせします。

(3) 内装・外装木質化

Q 1 登録建築材料には、どのようなものがありますか。

A 1 板と合板などを組み合わせて作られた複合フローリングなどの建築材料がありますが、今後詳細が決まり次第お知らせします。

Q 2 表面にシートを張った建築材料は、登録建築材料の対象になりますか。

A 2 表面が木の板でないものは登録建築材料の対象となりません。

Q 3 新規外壁材とは何ですか。

A 3 外壁に使用するために開発された建築材料であって、耐火性、耐久性などの性能、対象地域材の利用方法、林業・木材業界との連携等の面で新規性を有識者委員会で認めたものです。

Q 4 登録建築材料のリストはいつ頃示されるのか。

A 4 6月下旬頃にホームページに掲載する予定です。

6. ポイントの申請に関すること

(1) 申請手続き

Q 1 何回まで申請できますか。

A 1 「木造住宅」、「内装・外装木質化」に係る木材利用ポイントの申請は、住宅1棟につき1回限り行うものとします。なお、木造住宅の新築、増築又は購入及び内装・外装木質化の工事を順次行った場合も、木材利用ポイントの発行申請は1棟につき1回限りとします。

一方、「木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ」については、期間内であれば何度でも申請することができます。

(2) 申請書類

Q 1 代理申請の場合の申請者の必要書類は何ですか。

A 1 代理申請者本人確認書類をご提出いただきます。

Q 2 提出するり災証明書はコピーでもよいですか。

A 2 コピーの提出で可能です。

Q 3 申請書の郵送は随時行うのですか。また、申請書に添付するエビデンスは誰が保管するのですか。

A 3 対応について検討し改めて回答します。

(3) 申請窓口

Q 1 申請窓口はどのような業務を行うのですか。

A 1 全国事務局と連携し、ポイント申請の受付や各種書類の確認等の業務を実施します。

Q 2 申請窓口は、全国にどの位設置するのですか。

A 2 消費者の方々の利便性を考え、なるべく多く設置したいと考えています。現在、木材、建築等関係者に働きかけを行っているところです。

7. ポイント付与数に関すること

(1) 住宅

Q 1 建物、廊下等につながっている場合、1棟とカウントされるのですか。

A 1 住所の地番が同一であれば、1棟とカウントします。

Q 2 木造住宅と内外装木質化との併用は可能ですか。

A 2 可能です。ただし、申請は木造住宅と内外装木質化で同時に申請を行っていただく必要があります。

Q 3 新築でポイントを付与された構造用合板について、内装や外装でさらにポイントを付与されますか。

A 3 新築でポイントの付与対象となる部位について、さらに、内装・外装木質化でポイント申請することはできません。

Q 4 新築でポイントを付与されたログハウスについて、内装や外装でさらにポイントを付与されますか。

A 4 ログハウスのログウォールそのものは、内装・外装木質化のポイント付与の対象外となります。

Q 5 同じ部屋で床と内壁を同時に木質化した場合、ポイントを合算できますか。

A 5 合算してカウントできます。

Q 6 特定被災区域とはどこですか。

A 6 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に基づく特定被災区域です。

Q 7 り災証明はもらっていないが、原発事故関係の避難区域内に住宅があって、現在避難中であり、別に家を建てることにした場合は、被災地の特例を受けられますか。

A 7 原発事故の関係で避難されていて、り災証明が発行されていない方の場合も、特定被災区域において、ポイント付与の要件を満たした木造住宅を新築、購入される場合には、1棟当たり50万ポイントの特例が受けられます。この場合、り災証明に代わり、避難されていることがわかる書類をご提出いただくこととなりますが、その書類は別途事務局で定め、今後ホームページ等でお知らせします。

(2) 木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ

Q 1 製品ごとのポイント付与数はどのように明らかにされるのですか。

A 1 有識者委員会で審査された後、事務局のホームページ等で公表する予定です。

Q 2 木材製品や木質ペレットストーブ・薪ストーブは大量購入される可能性があることから、ポイント付与対象に上限を設ける必要はないのですか。

A 2 対象地域材等の利用促進に繋がるため、特段の上限は設けていません。

Q 3 ペレットストーブ、薪ストーブの設置工事費はポイント付与の対象にならないのですか。

A 3 ポイント付与は製品に対してのみ行います。

8. 補助金等との併用に関すること

Q 1 住宅建築等に対する他の補助金等との重複受給はできますか。

A 1 地域材の利用促進を目的とした国の補助金等との併用はできません。地方自治体の補助金等については、「国の補助金との併用不可」等の制限が無ければ併用は可能です。

Q 2 国交省の「地域型住宅ブランド化事業」との重複受給はできますか。

A 2 可能です。なお、「地域型住宅ブランド化事業」では、主要構造材の過半に地域材を使用した場合の加算について、木材利用ポイント事業実施中、休止されているところです。

Q 3 住宅エコポイントを取得済の住宅で、木材利用ポイントにて「木質化工事」を実施し、木材利用ポイントの申請を行った場合、木材利用ポイントは発行されますか。

A 3 発行されます。

Q 4 住宅エコポイントを取得済の住宅で、「木材製品」「木質ペレットストーブ・薪ストーブ」を購入し、木材利用ポイントを申請した場合、木材利用ポイントは発行されますか。

A 4 発行されます。

Q 5 自治体の制度との併用は可能ですか。

A 5 可能です。

Q 6 復興のための住宅再建支援との併用は可能ですか。

A 6 可能です。

9. ポイント交換に関すること

(1) 交換対象商品

①一般

Q 1 交換商品は何を見ればわかりますか。

A 1 6月下旬以降、申請窓口等に設置されるカタログや全国事務局のホームページ等で見られるようにする予定です。

Q 2 住宅エコポイント事業／復興支援・住宅エコポイント事業で提供している商品を新制度でも提供する予定ですが、商品コードを変えることはできますか。

A 2 できます。

Q 3 ポイント交換申請期間中に品切れ・欠品になる可能性もありますが、この場合、交換商品の対象となるのですか。

A 3 要件を満たしていれば対象となります。ただし、品切れ・欠品の可能性がある場合には、その旨をあらかじめ申請者に対して適切に情報提供することが求められます。

Q 4 今回応募するもののほか、後からの募集で追加・登録できますか。

A 4 現時点では5月16日までの登録申請としています。事業に確実に参加するために、早めの申請をお願いします。

Q 5 手数料や配送料は事務局が負担してくれないのですか。

A 5 事務局では負担いたしません。手数料・配送料・消費税等を含めて商品ごとに交換ポイント数を設定してください。

Q 6 商品の配送料は着払いでも良いですか。

A 6 認められません。配送料・手数料・消費税等を含めて商品ごとに交換ポイント数を設定してください。

②地域の農林水産品等

Q 1 果物であるりんごとみかん等は一品目と数えられるのですか。
また、例えば、ぶどうのうち、ピオーネと巨峰は一品目と数えられるのですか。

A 1 本事業の品目とは、一般的に同じ種類に属すると認識されている品目の単位をいいます。数量、大きさ、呼称等のみが異なる商品は、区別できる一品目とみなさない場合があります。(例：コシヒカリ (5Kg) とコシヒカリ (10Kg) は同一品目とみなします。)

したがって、果物のうち、りんごとみかんはそれぞれ一品目にカウントされるのみならず、ぶどうのうち、巨峰、ピオーネはそれぞれ一品目にカウントされることとなります。なお、交換商品として応募いただく農林水産物は、地域の特産物として相当程度認識されている必要があることにご留意下さい。

Q 2 交換商品には、外国産の農林水産物を主原料とする加工品は含まれないのですか。

A 2 木材利用ポイント事業の趣旨は、農山漁村地域の活性化を図ることにありますが、外国産の農林水産物を一部使用しているものであっても、当該商品が地域の特産物として相当程度認識されているものであれば、交換商品となり得ます。

Q 3 木質ペレットや薪は交換商品になり得ますか。

A 3 木質ペレットや薪は林産物に含まれますので、地域の農林水産品等としての要件を満たせば、交換商品になり得ます。

Q 4 伝統的工芸品とは具体的に何ですか。

A 4 本事業における伝統的工芸品とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」において指定されている伝統的工芸品の他、各都道府県の指定制度等により指定されているものも含まれます。

Q 5 地域の木材を使用した家具を30品目集められなければ、提供事

業者になることはできないのですか。

A 5 地域の木材を使用した家具の提供事業者として申請する場合には、家具を30品目以上集める必要があります。しかしながら、一つの事業者で30品目集められない場合は、地域の農林水産品等提供事業者として、15以上の事業者を集めることにより提供事業者となることが可能です。また、自らが15以上の事業者の一つとなることにより、商品を提供することが可能です。

Q 6 年間の取扱予定額については、今までの実績を提出する必要がありますか。

A 6 実績の提供は求めませんが、商品リストに年間の取扱予定額を記入していただくときは、前年度の取引状況を参考に記入いただくこととなります。

Q 7 地域の農林水産品等提供事業者の要件にある「これに準ずる団体」とはどのような法人を想定しているのですか。

A 7 法人格を有さない観光協会、業者の団体等を想定しています。

③商品券・プリペイドカード

Q 1 資金決済法の登録や届出の対象とならない商品券（地域・中小企業型商品券の要件のイに該当するもの）についても、資金決済法に準じる資料を提出することを求められていますが、具体的にはどのようなものを提出すればいいのでしょうか。

A 1 資金決済法第8条の登録申請書（第4面・第5面・第6面）を参考に、資料提出をお願いします。（日本資金決済業協会のホームページ（<http://www.s-kessai.jp>））

上記のほか、商品券等の概要資料や券面の見本または表面・裏面の写し、使用範囲に関する資料等が必要となります。詳しくは、各申請書式の表紙に記載してある「応募に係る必要書類チェックシート」をご確認ください。

Q 2 地域・中小企業型商品券等の提供事業者要件にある「商品券等の安定的供給の確保が図られている」とは、具体的にどういうことですか。

A 2 交換商品提供事業者が、国又は地方公共団体から商品券の発行について、資金面の支援を受けているか、又は推薦を得ていることにより、商品券の購入者等の利益が保護され、商品券の信用が維持されていることです。

Q 3 地方・中小企業型商品券提供事業者の応募要件として、「国又は地方公共団体からの推薦を得ていること」とありますが、商工会からの推薦ではいけないのですか。

A 3 必ず、国又は地方公共団体から推薦をもらってください。

④応募

Q 1 住宅エコポイント事業／復興支援・住宅エコポイント事業で交換商品等の提供事業者として登録をしていますが、木材利用ポイント事業で応募する際はどのようにすればいいですか。

A 1 住宅エコポイント事業／復興支援・住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略な申請を行うことができます。募集要項等の詳細については、事務局ホームページをご覧ください。

Q 2 申請書類をFAXで送りたいのですが可能ですか。

A 2 FAXでは受け付けておりません。郵送（2部）によるご提出と申請書データの電子メールでのご提出が必須条件です。

Q 3 インターネット環境がないと応募できないのですか。

A 3 商品交換に必要なデータの受け渡し等、全ての業務を基本的にインターネット（PC）を利用して行っていただくため、インターネット環境がないと交換商品等提供事業者として交換業務

を行うことができません。必ずインターネット環境をご用意ください。

Q 4 応募後のスケジュールを教えてください。

A 4 募集受付期間終了後、事務局に設置される有識者委員会に諮り、審査を行った上で、事業者を決定します。また、実際の商品交換受付開始時期は、平成25年7月上旬頃を予定しています。スケジュールは、木材利用ポイント事務局のホームページに掲載の『交換商品提供事業者の応募における留意事項』にも記載があります。

⑤その他

Q 1 WEB作成にあたって、木材利用ポイントと交換できるという目印のロゴを作成する予定がありますか。作成するなら、どの様に提供されるのですか。

A 1 作成する予定です。採択後にご提供させていただきます。

Q 2 木材利用ポイント事業の交換商品に係るホームページであると思われるバナー等は作成する予定ですか。

A 2 バナー等は作成する予定です。

Q 3 申請者以外の者にポイントを贈与したり、交換商品を送付することはできますか。

A 3 申請者が得たポイントを申請者以外の者に贈与することはできません。また、申請者が得たポイントで交換した商品そのものは申請者以外の者に送ることはできません。

(2) 即時交換

Q 1 即時交換の対象となる工事には、何がありますか。

A 1 例えば、木製の扉や手すりの据付け工事、ウッドデッキの設置

工事、木製の作り付けの家具工事等です。

Q 2 即時交換の申請は郵送でできるようになりませんか。

A 2 即時交換は、追加工事を行う者がポイント発行対象となった工事を行った登録工事業者である必要があるなど、他の交換商品との交換と異なるものです。また、即時交換の申請書類において、申請者に対して振込口座番号の記載を求めることとしており、受付窓口で通帳の写し等で記載内容を確認することとしています。このため、即時交換の申請は窓口のみとしています。

Q 3 即時交換を行う場合、お金の流れはどのようになりますか。

A 3 即時交換の申請を行っていただいた後、事務局において確認を行い、事務局が定める金融機関から、登録工事業者の指定する口座に支払うこととなります。

Q 4 即時交換を、ポイントの付与対象とならない天井の造作工事や広葉樹のフローリングの工事等で使用してもいいですか。

A 4 即時交換では、ポイントの付与対象となる工事以外の木材を使用した工事の費用にポイントを充当することができますので、使用することができます。

Q 5 即時交換で木材利用ポイントを全部使用できますか。

A 5 即時交換を行う場合には、付与された木材利用ポイントの50%が上限となります。

A 6 即時交換で行う工事は、対象地域材を使用する必要がありますか。

Q 6 即時交換で行う工事に使用する材は、対象地域材に限りません。

10. その他

Q 1 この制度の予算はいくらですか。

A 1 国の平成24年度補正予算（平成25年2月26日成立）において、410億円を計上しています。

Q 2 木材利用ポイント制度は住宅エコポイント制度と何が違うのですか。

A 2 住宅エコポイントは国の省エネ基準に基づく環境性能の高い住宅等を対象としています。一方、木材利用ポイントは一定の基準を満たす地域材を利用した住宅等を対象としています。

Q 3 制度の周知はどのような方法で行うのですか。

A 3 新聞・雑誌などのメディア、イベント、ポスター、チラシ、関係機関のホームページなどで十分周知していく予定です。

Q 4 事務局のホームページで事業周知のためのポスター、チラシ等を掲載しダウンロードできるようにしてください。

A 4 事業周知に必要な資料についてはダウンロードで配布できるようにする予定です。